

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条に基づき、下記のとおり自動車特定整備事業者の聴聞を行う。

令和8年8月18日

九州運輸局長 日向弘基



記

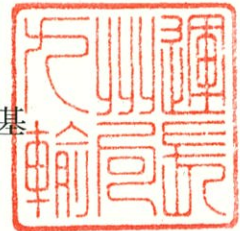
件 名	氏名又は名称	期日等	場 所	備 考
道路運送車両法第93条の規定に基づく自動車特定整備事業の認証の取消し	株式会社 岡本商事	令和8年 9月24日(木) 10時30分～	福岡市博多区博多駅東 2丁目11番1号	
			福岡合同庁舎新館 10階 九州運輸局 小会議室(2)	

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条に基づき、下記のとおり自動車特定整備事業者の聴聞を行う。

令和8年9月2日

九州運輸局長 日向弘基



記

件 名	氏名又は名称	期日等	場 所	備 考
道路運送車両法第93条の規定に基づく自動車特定整備事業の認証の取り消し	株式会社 カップツ	令和8年 10月7日 (水) 10時30分～	福岡市博多区博多駅東 2丁目11番1号	
			福岡合同庁舎新館 10階 九州運輸局 小会議室(2)	